

令和8年第2回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 附 属 資 料

(6 月 15 日 提 案 分)

福祉子どもみらい局

目 次

	ページ
1 認定こども園の要件を定める条例 新旧対照表	1
2 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表	4
3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	5
4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表	7
5 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	8
6 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例 新旧対照表	11
7 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	12
8 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	15
9 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款 新旧対照表	16

1 認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条 (略) (法第3条第1項の要件)</p> <p>第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア (略) イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり30人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。</p> <p>(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。 ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>ア及びイの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができること。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士登録を受けている者による支援を受けることができる体制を確保すること。</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>第1条 (略) (法第3条第1項の要件)</p> <p>第2条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 職員の配置について、次に掲げる基準に適合すること。 ア (略) イ 幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子ども及び保育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通する4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもにつき1学級当たり35人以下の学級が編制され、かつ、各学級に少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）が置かれていること。</p> <p>(5) 前号に掲げる基準に適合するために必要となる職員の資格について、次に掲げる基準に適合すること。 ア・イ (略) (新規)</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>(10) 管理及び運営について、次に掲げる基準に適合すること。</p>

改 正			現 行		
<p>ア～サ (略)</p> <p>シ <u>法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下このシにおいて同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置が講じられていること。</u></p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、幼稚園教諭免許状を有する者又は教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校の教諭の免許状若しくは養護教諭の免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第2条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>			<p>ア～サ (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者は、当分の間、幼稚園教諭免許状を有する者又は教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状のうち小学校の教諭の免許状若しくは養護教諭の免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭_____及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第2条第4号アの規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>		
第2条第5号ウ	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者	特定理学療法士等	(新規)		
附則第3項	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者	附則第3項	第2条第5号アの規定により置かなければならない保育士登録を受けている者及	幼稚園教諭免許状を有する者又は小学校教諭等免許状所持者

改 正			現 行		
	<u>び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者</u>			<u>び同号イただし書の規定により原則として置かなければならない保育士登録を受けている者</u>	
(略)			(略)		
<u>8</u>	<u>第2条第5号ウ及び附則第6項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該施設の保育士登録を受けている者（同号ウただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u>		(新規)		
<u>9</u>	(略)		<u>8</u>	(略)	

2 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第66号）新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間、改正後の第2条第4号ア(ウ)</u>の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第2条第4号ア(ウ)の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 <u>子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第2条第4号ア(エ)の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第2条第4号ア(エ)の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分</u>の間、改正後の第2条第4号ア(ウ)及び(エ)の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第2条第4号ア(ウ)及び(エ)の規定は、なおその効力を有する。 (新規)</p>

3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第12条の6（略） （児童対象性暴力等の防止）</p> <p>第12条の7 <u>児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童等対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第13条～第45条（略） （職員）</p> <p>第46条（略） 2（略）</p> <p>3 <u>前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第67条第18項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第11項、第15項又は第16項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p>第47条～第118条（略） 附 則 1～10（略）</p> <p>11 <u>第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の</u></p>	<p>第1条～第12条の6（略） （新規）</p> <p>第13条～第45条（略） （職員）</p> <p>第46条（略） 2（略） （新規）</p> <p>第47条～第118条（略） 附 則 1～10（略）</p> <p>11 第46条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の</p>

改正	現行
<p>数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第3項又は附則第15項若しくは第16項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士_____による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>
<p>12～16 (略)</p>	<p>12～16 (略)</p>
<p>17 前2項の規定により保育士の数の算定について幼稚園教諭若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなした場合においては、保育士（第46条第3項、附則第11項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、同条第3項、附則第11項及び前2項の規定の適用がないものとした場合に同条第2項の規定により算定される保育士の数_____の3分の2以上置かなければならない。</p>	<p>17 前2項の規定により保育士の数の算定について幼稚園教諭若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなした場合においては、保育士（_____附則第11項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を_____保育士の数（附則第11項及び前2項の規定の適用がないものとした場合に第46条第2項の規定により算定される数をいう。）の3分の2以上置かなければならない。</p>
<p>18 第46条第3項及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項又は附則第15項若しくは第16項の規定により保育士とみなされる者及び同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>19 (略)</p>	<p>18 (略)</p>

5 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第6条 (略) (学級の編制)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 1学級の園児数は、原則として、<u>30人</u>以下とする。</p> <p>3 (略) (職員)</p> <p>第8条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p>	<p>第1条～第6条 (略) (学級の編制)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 1学級の園児数は、原則として、<u>35人</u>以下とする。</p> <p>3 (略) (職員)</p> <p>第8条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭_____又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児にあっては、保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。</p>
(略)	(略)
<p>備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、保育士登録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録をいう。以下この表において同じ。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、<u>主務保育教諭</u>、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2 (略)</p>	<p>備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、保育士登録（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録、同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第3項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録をいう。以下この表において同じ。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭_____、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>2 (略)</p>
4 (略)	4 (略)
5 第3項の表備考1に定める者については、 <u>1人に限って、当該幼保連携型認定こども園</u>	(新規)

改 正	現 行
<p>に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同表備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	
<p>6 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>7 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) (略)</p>	<p>6 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主幹養護教諭_____、養護教諭又は養護助教諭</p> <p>(3) (略)</p>
<p>第9条～第21条 (略)</p>	<p>第9条～第21条 (略)</p>
<p>(児童対象性暴力等の防止)</p>	
<p>第21条の2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第22条～第26条 (略)</p>	<p>第22条～第26条 (略)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1～8 (略)</p>	<p>1～8 (略)</p>
<p>9 第8条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設にお</p>	<p>9 第8条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設にお</p>

改 正	現 行
<p>いて主幹養護教諭、<u>主務養護教諭及び養護教諭</u>として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>	<p>いて主幹養護教諭_____及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>
<p>10～12 (略)</p>	<p>10～12 (略)</p>
<p>13 <u>第8条第5項及び附則第9項から第11項までの規定により同条第3項</u>の表備考1に定める者を<u>特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者</u>、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該<u>特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者</u>、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>	<p>13 _____<u>附則第9項から第11項までの規定により第8条第3項</u>の表備考1に定める者を_____<u>小学校教諭等免許状所持者</u>、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該_____<u>小学校教諭等免許状所持者</u>、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>
<p>14 <u>第8条第5項及び附則第11項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同条第3項の表備考1に定める者(同条第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)</u>による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>15 (略)</p>	<p>14 (略)</p>

6 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第68号）新旧対照表

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、<u>改正後の第8条第3項の表1の項</u>の規定は、適用しない。この場合において、<u>改正前の第8条第3項の表1の項</u>の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>3 <u>園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の第8条第3項の表2の項の規定は、適用しない。この場合において、改正前の第8条第3項の表2の項の規定は、なおその効力を有する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、<u>改正後の第8条第3項の表1の項及び2の項</u>の規定は、適用しない。この場合において、<u>改正前の第8条第3項の表1の項及び2の項</u>の規定は、なおその効力を有する。</p> <p>(新規)</p>

7 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第46条（略） （児童対象性暴力等の防止）</p> <p>第47条 <u>指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第48条～第58条（略） （準用）</p> <p>第59条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、<u>第47条</u>並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第60条～第77条（略） （準用）</p> <p>第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条<u>から第51条まで</u>、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第78条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第77条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条<u>から第51条まで</u>、第52条第1項、第53条から第55条の4まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について</p>	<p>第1条～第46条（略）</p> <p>第47条 <u>削除</u></p> <p>第48条～第58条（略） （準用）</p> <p>第59条 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条<u>から第46条まで</u>並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。</p> <p>第60条～第77条（略） （準用）</p> <p>第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条<u>から第46条まで</u>、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第78条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第77条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条<u>から第46条まで</u>、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条の4まで、第72条及び第77条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について</p>

改 正	現 行
<p>て準用する。 第79条～第81条の8 (略) (準用) 第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第6項及び第7項を除く。)、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。 第82条～第88条 (略) (準用) 第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項を除く。)、第27条の3から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第89条において準用する第81条の8に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下</p>	<p>て準用する。 第79条～第81条の8 (略) (準用) 第81条の9 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第6項及び第7項を除く。)、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第81条の8」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第81条の7」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第27条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。 第82条～第88条 (略) (準用) 第89条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項を除く。)、第27条の3から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第81条の6から第81条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条に規定する運営規程」とあるのは「第89条において準用する第81条の8に規定する重要事項に関する規程」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第89条において準用する第81条の7」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第37条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下</p>

改 正	現 行
<p>「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第90条～第93条 (略)</p>	<p>「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、第44条第1項中「体制、前条の協力医療機関」とあるのは「体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>第90条～第93条 (略)</p>

8 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第43条（略） （児童対象性暴力等の防止）</p> <p>第44条 <u>指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第45条～第57条（略） （準用）</p> <p>第58条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から<u>第45条まで</u>、第46条第1項、第47条から第50条まで及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第34条第3項中「この節」とあるのは「第3章第3節」と、第41条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p> <p>第59条（略）</p>	<p>第1条～第43条（略）</p> <p>第44条 <u>削除</u></p> <p>第45条～第57条（略） （準用）</p> <p>第58条 第7条から第17条まで、第19条、第21条から第39条まで、第41条から<u>第43条まで</u>、<u>第45条</u>、第46条第1項、第47条から第50条まで及び第52条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第17条第2項中「次条」とあるのは「第55条」と、第30条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第33条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費及び障害児入所医療費」と、第34条第3項中「この節」とあるのは「第3章第3節」と、第41条第1項中「前条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」とあるのは「第57条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。</p> <p>第59条（略）</p>

9 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定款 新旧対照表

変 更 後					現 行				
別表第2 (第20条関係)					別表第2 (第20条関係)				
資産の種別	施設の名称	財産の名称	所在地	延床面積 (平方メートル)	資産の種別	施設の名称	財産の名称	所在地	延床面積 (平方メートル)
建物	神奈川県立中井やまゆり園	(略)	(略)	(略)	建物	神奈川県立中井やまゆり園	(略)	(略)	(略)
		渡廊下 (Ⅱ期)	足柄上郡中井町境218	274.70			渡廊下 (Ⅱ期)	足柄上郡中井町境218	274.70
		交流棟	足柄上郡中井町境218	249.30			(新規)		
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
		倉庫	足柄上郡中井町境218	39.26			(新規)		
		グラウンド 便所	足柄上郡中井町境218	16.00			グラウンド 便所	足柄上郡中井町境218	16.00
		ポンプ室	足柄上郡中井町境218	10.00			ポンプ室	足柄上郡中井町境218	10.00
		倉庫	足柄上郡中井町境218	10.00			(新規)		
		倉庫	足柄上郡中井町境218	10.00			(新規)		
		倉庫	足柄上郡中井町境218	10.00			(新規)		
		倉庫	足柄上郡中井町境218	8.05			(新規)		